

規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十七号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表金属加工科の項中「二九〇時間」を「三〇〇時間」に改め、同表機械制御システム科の項中「八三〇時間」を「八五〇時間」に改め、同表自動車整備科の項中

車整備科の項中	ロ 実技 (1) 測定基本実習 (2) 機械操作基本実習 (3) 工作基本実習 (4) 安全衛生作業法	八〇時間	を	ロ 実技 (1) 測定基本実習 (2) 工作基本実習 (3) 安全衛生作業法
---------	---	------	---	---

に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の埼玉県立高等技術専門校規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

2 この規則の施行の際現に機械制御システム科及び自動車整備科に係る普通職業訓練を受けている者（平成三十年三月三十一日において埼玉県立高等技術専門校に在校する者に限る。）に対する当該普通職業訓練に係る基準については、改正後の別表第二第一号の表機械制御システム科及び自動車整備科の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。